

2020年4月16日号

## 国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報・その7）

## はじめに

緊急事態宣言の発令以降、大都市圏の多くの企業が急速なテレワークへの切替えや事業体制の見直しに追われる一方、3月決算企業では決算・監査対応を中心に多くの課題が生じるなど、事業への影響は日々拡大しています。多くの海外地域においては引き続き厳格な外出制限や営業禁止等のロックダウン措置が継続している一方、一部地域においては行動制限の軽減・解除に向けた議論が始まるなど出口戦略の模索も始まりつつあります。

本ニュースレターでは当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたいと思いますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、日本時間 2020年4月15日夜時点で判明している情報に基づいています。

本号で取り上げる対象国：[日本](#)、[中国](#)、[米国](#)、[欧州全般](#)、[ドイツ](#)、[英国](#)、[シンガポール](#)、[インドネシア](#)、[ベトナム](#)、[インド](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[マレーシア](#)、[ミャンマー](#)

## 国内（塩崎彰久弁護士：akihisa\_shiozaki@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：109人<sup>1</sup>、感染者数（累計）：7,645人（4月14日現在）

4月11日の政府対策本部において、安倍総理は緊急事態宣言の対象となっている7都府県の全ての事業者に対してテレワークを原則とし、やむを得ず必要な場合でも出勤者を最低7割減らすよう要請した。多くの企業では間接部門を中心に一層の在宅勤務体制への転換が進むが、業種やインフラ面での課題からテレワークへのシフトが困難な企業は対応に苦慮している。また、東京都は13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条等に基づき一定の業種や施設に対し休業を要請した<sup>2</sup>。該当企業においては、従業員への休業手当の支払や契約関係の見直し等を迫られている。

新型コロナウイルスのために監査作業に遅れが出るなどして、決算発表の延期を公表する企業も相次いでいるほか、外出自粛要請が継続した場合の定時株主総会の開催のあり方についても、例年とは異なる対応の検討が急務となっている。こうした企業の実情に照らし金融庁は、4月14日に3月決算企業の有価証券報告書等の提出期限を一律に9月末まで延長する方針を表明し、また翌15日に、総会開催日程の延期に加え、継続会を開催する方式で配当金の決議と決算の承認を別の日に行う2段階実施も可能であるとの見解を明らかにするなど、企業の選択肢が拡充された。

<sup>1</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokunaihassei](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei)

<sup>2</sup> <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

## 主な政府発表

- ・東京都知事会見<sup>3</sup>（4月10日・東京都庁）
- ・東京都休業要請対象施設FAQ<sup>4</sup>（4月13日・東京都防災ホームページ）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について（4月14日・金融庁）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について<sup>5</sup>（4月15日・金融庁）

## 新型コロナウイルスの感染懸念下での株主総会のオンライン化について

6月に定時株主総会を迎える多くの企業において、総会における感染リスク低減の方策が重大な検討課題となっている。また、緊急事態宣言が継続した場合、予定していた会場施設が利用できない事態も想定されるなど、総会準備を巡って例年とは異なるリスク要因が増大する中、株主総会のオンライン開催の可否が注目されている。

オンライン化の可否については、経済産業省の研究会がとりまとめた「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド<sup>6</sup>」が一つの指針となるが、新型コロナウイルスの感染拡大に照らし、4月2日に経産省・法務省より「株主総会運営に係るQ&A<sup>7</sup>」が更新され、自社会議室等を会場として会場規模を大幅に縮小した形での総会開催も法的に可能との踏み込んだ見解が示されている。

オンライン総会の論点は多岐にわたるが、本稿では特に重要と思われる論点に絞って取り上げる。<sup>8</sup>

### (ア) 物理会場の規模

会社法上、総会の招集にあたっては「場所」を具体的に決定しなければならないとされている（会社法298条1項1号、会社法施行規則63条2号参照）ことから、オンラインでの総会出席を認める場合でも一定の物理会場の設定は依然として必要である。但し、株主に来場自粛と議決権行使の方法を十分周知することを前提に、その会場規模については、自社の会議室などを利用するなど相当程度縮小することは可能と考えられる。また、結果的に株主が来場しなかったとしても、総会の有効性を揺るがすものではない。

### (イ) 環境整備・システム障害への備え

オンラインでの株主出席を認める場合、堅牢な通信環境の整備は特に重要となる。アクセス障害が生じないように、テスト視聴ページを作成するなどの工夫も求められるほか、万が一通信障害が生じた場合に備え、通信障害のリスクを事前に株主に告知しておくことが肝要となる。

### (ウ) 本人確認の方法

オンラインでの株主出席を認める場合、通常とは異なる本人確認が必要となる。例えば、事前に株主に送付する議決権行使書面等に、株主ごとに固有のIDとパスワード等を記載して送付し、株主がインターネット等の手段でログインする際に、当該IDとパスワード等を用いたログインを求める方法が想定される。

### (エ) 開催時間

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために必要な措置として、株主が会場に滞在する時間を短縮するために、例年に比べて議事の時間を一定程度短縮することも認められる。

## 渡航情報

### 1. 日本から外国への主な渡航制限<sup>9</sup>（4月14日現在）

全世界にレベル2の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください。）が出されている。中国、韓国、アジア、欧州及び米国等のほぼ全域にレベル3の感染症危険情報（渡航は止めてください。）が出されている。

<sup>3</sup> <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/04/10.html>

<sup>4</sup> <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>

<sup>5</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

<sup>6</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>

<sup>7</sup> [https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

<sup>8</sup> 当事務所の4月2日付けウェビナー「新型コロナウイルスの感染拡大を受けた株主総会対応」もご覧ください。

<https://www.noandt.com/publications/covid-19/index.html>

<sup>9</sup> <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2. 外国から日本への主な渡航制限<sup>10</sup> (4月14日現在)

欧州、中東及びアジアの各国、米国等に滞在歴のある外国人の入国を原則拒否している。

## 中国 (川合正倫弁護士 : masanori\_kawai@noandt.com)

**全体概況** 死亡者：3,341人、感染者数(累計)：82,249人(4月14日現在)

4月8日から武漢市の封鎖措置が解除されるなど多くの企業が事業活動を段階的に再開している。外国人の入国は原則として禁止されているが、国外からの入国者による輸入症例が頻発しており、引き続き入国者に対して厳格な管理が実施されている。

**渡航情報**

・中国外務省は3月28日から、原則として全外国人の入国を一時停止する措置を適用し、有効なビザや居留許可を持っていても入国できない。例外的に入国が許可される場合は、外交、公務、礼遇、乗務員ビザで入境する場合並びに外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合及び緊急の人道主義の必要に基づく場合で中国の在外公館に申請して査証を取得した者に限定されている。

・3月29日以降、中国の国内航空会社は、1社につき各国1路線を週1往復まで、外国の航空会社は、中国との航空路線1路線を週1往復までに制限されており、中国を離発着する航空機移動は大幅に減少している。

**その他**

・上海でも4月27日以降段階的に学校再開する旨が公表された。

## 米国 (大久保涼弁護士 : ryo\_okubo@noandt.com)

**全体概況** 死亡者：22,252人、感染者数：579,005人(4月14日現在)

この1週間での米国の感染者数・死亡者数はともに2倍未満となり、引き続きスローダウンの傾向が見られる。ニューヨーク州でも感染者数の増加はピークを超え、入院者数も減少しており、最悪期は超えたと考えられている。そこで、社会経済活動に向けた検討が本格化しているが、ニューヨーク州では、急速な再開は再び感染率の増大を招くことになることから、近隣州との連携や、経済・学校・交通・病院を一体とした戦略、更なる検査と予防装置等を専門家と勘案しながら、徐々に再開する方針である。他方、今年後半に予定されている大統領選を見据えて経済の再開を急ぐトランプ大統領は、州知事ではなく自らが州の経済活動の再開の方法・時期を決定する権限を有していると主張したが、州知事や民主党からは、連邦制を採用する米国において、国王(king)ではない大統領にそのような権限はないと反論されるなど、経済の立て直しに向けた足並みはまだ揃っていない。

**主な政府発表**

(法務)

- ・各種連邦税上の特例や経済援助策を含む、コロナウイルス支援・救済及び経済保障法(通称 CARES 法)が成立(3月27日)
- ・デラウェア州最高裁が、4月15日まで公開の法廷を閉じる(手続きは原則電話会議等でのみ行う。)旨を通達(3月22日)、その後5月14日までに期間を延長(4月14日)
- ・ニューヨーク州の裁判所が、民事法廷の運営を必須の案件に限定する旨を通達(3月15日)、必須の案件の運営のための「バーチャル裁判所」モデルを実施(4月6日)、必須の案件以外についても4月13日から「バーチャル裁判所」モデルで一定の手続きを進める旨を発表(4月8日)

<sup>10</sup> <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・司法省 (DOJ) 及び FTC が、合併にかかる独禁法審査を一時的な e-filing system に移行すること及び審査期間短縮制度は一時凍結することを発表 (3月13日)、その後、審査期間短縮制度を3月30日から再開することを発表 (3月27日)
- ・IRS が、連邦税の確定申告・支払期限を3か月延長 (3月13日)
- ・SEC が、バーチャル株主総会を容認する指針を発表 (3月13日)
- ・SEC が、investment advisor 及び registered fund に対して、4月30日までに提出義務のある年次報告について提出期限の45日間の延長を認める命令を发出 (3月13日)、その後対象期間を6月30日までに提出義務がある場合に改訂 (3月25日)
- ・SEC が、上場会社に対して、4月30日までに提出義務のある有価証券報告書等 (Form10-K, 10-Q 等) について提出期限の45日間の延長を認める命令を发出 (3月4日)、その後、対象期間を7月1日までに提出義務がある場合に改訂 (3月25日)

#### (一般)

- ・政府が、全ての州について大規模災害認定 (4月11日)
- ・ニューヨーク州知事は、3月22日午後8時以降の、必須サービスを除く全ての事業者の在宅勤務義務・自宅待機要請を定める行政命令を发出 (3月20日)、その後期限を4月15日まで延長 (3月29日)、その後期限を4月29日まで延長 (4月6日)
- ・トランプ大統領が、国防生産法を発動 (3月18日)、ゼネラルモーターズ (GM) に同法に基づく人工呼吸器製造を命令 (3月27日)

#### 渡航情報

・CDC (米国疾病予防管理センター) は、以下の国への海外渡航について4月14日時点で以下の注意レベルを発表している。

レベル3 (入国制限対象) : 欧州26か国 (シェンゲン協定加盟国)、英国、アイルランド、中国、イラン

レベル3 (不必要な渡航を避けること) : オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、エクアドル、インド、インドネシア、日本、イスラエル、マレーシア、パキスタン、フィリピン、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、韓国、タイ、トルコ

レベル2 (高齢者及び基礎疾患保有者は不必要な渡航を避けること) : 全世界

#### その他

・バーチャル株主総会への移行：今年の定時株主総会を控える会社が COVID-19 の状況に鑑みバーチャル株主総会 (いわゆるバーチャルオンリー型) に移行する場合は、①州の会社法で、株主総会をバーチャルで開催することが許容されているか、②会社の定款上、株主総会をバーチャルで開催することが許容されているか、③物理開催からバーチャル開催に変更する場合はどのような手続きが必要か、④バーチャル株主総会において実務上問題になる点は何かを、それぞれ検討する必要がある。①については、デラウェア州会社法はバーチャルでの開催が許容されているが、ニューヨーク州会社法は必ずしも明確ではなく、一般には許容していないと解釈されている。もっとも、3月20日にニューヨーク州のクオモ知事が行政命令 (No.202.8) を发出し、一時的にバーチャルでの開催を可能とした。②については、会社の定款次第であるが、株主総会の場所や開催方法については取締役や経営陣の裁量に委ねられていることが多い。③については、委任状説明書发出後の会社について、開催方法を変更した委任状説明書を株主に再送する必要がないかが問題であったが、上記 SEC の3月13日付けガイドライン (「SEC ガイドライン」) は、郵便での再送は不要であり、プレスリリースと追加委任状書面としての SEC へのファイリングで足りることを示した。他方、委任状説明書をこれから发出するという会社の場合は、SEC ガイドラインは、COVID-19 の状況により開催方法を変更する可能性があることを委任状説明書に記載すれば良いことを示している。④については、物理的開催と比べて、敵対的な株主からの質問への対応やこれを受けての票読みが困難という問題、オンライン・プラットフォームを提供する業者が確保できるか、また株主総会で行おうとしていることが同業者のシステム上で実現可能か、接続障害が生じた株主のための IT サポートコールセンターの設置等が検討課題となろう。なお、議決権行使助言会社のバーチャル株主総会についての立場については、ISS は4月8日にポリシーステートメントを発表し、COVID-19 によりバーチャルへの移行が必要である旨を明示することと、株主に可能な限り総会に積

極的に参加する機会を提供するよう努力することを求め、バーチャル総会を行う会社に反対票を投じることを推奨するポリシーは採用していない。また、Glass Lewi も、3月19日に、COVID-19によりバーチャル総会による開催にした旨を開示すれば反対票を投じることを推奨することはないと発表した。

**欧州（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel\_kuhlmann@noandt.com/**

**大沼真弁護士：makoto\_ohnuma@noandt.com)**

#### 全体概況

2月下旬以降、北イタリアでの感染拡大から始まり欧州全域で感染者が急増しているが、イタリアやスペインでは感染者の増加ペースが鈍化しており、感染拡大のピークは近いとの指摘がある。もっとも依然として感染者数は増加を続けており、予断を許さない状況が続いている。ここまでとられてきた対応策は各国異なるが、イタリア、フランス、ドイツ、英国といった主要国を含む多数国では、食料品店や薬局等を除く施設の閉鎖や集会の禁止等、厳しい措置が採用されている。EU レベルにおいても、3月17日、EU 加盟国により、非 EU 市民による EU 域内への30日間の原則渡航禁止等の措置が決定された。

日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。加えて、レベル3の国は日本への入国制限の対象地域とされた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル3（渡航中止勧告）に引き上げられた。

ドイツ及び英国については、以下の国別情報も参照されたい。

#### 主な政府発表

- ・ 欧州委員会による外資規制に関する加盟国向けのガイダンスの公表（3月25日）
- ・ 欧州議会による経済支援措置の可決（3月26日）
- ・ 欧州委員会による渡航制限措置の延長提案（4月8日）
- ・ ユーロ圏財務相会合（ユーログループ）による経済支援パッケージの合意（4月9日）

#### 渡航情報

・ 非 EU 市民による'EU+area'域内への30日間の原則渡航禁止等の措置が、3月16日、欧州委員会により提案され、3月17日、EU 加盟国及びシェンゲン加盟国首脳により決定された。英国市民、EFTA 加盟国市民、永住者、医療従事者、通勤者等は渡航禁止措置の例外対象となる。各加盟国により実施される。欧州委員会は、3月30日、かかる渡航制限措置に関するガイダンスを公表した。また、欧州委員会は、4月8日、渡航制限措置の5月15日までの延長提案を行った。

・ 日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル3（渡航中止勧告）に引き上げられた。レベル3の国は日本への入国制限の対象地域とされている。

#### その他

・ 欧州委員会は、3月25日、外資規制に関する加盟国向けのガイダンスを公表した。公共の秩序・安全の維持のために極めて重要な医療インフラ分野等における EU の企業や資産を保護するために、外国からの投資に関するスクリーニングその他必要な措置をとることを加盟国に求めるとともに、重要な企業を外国からの投資から保護するための手段として黄金株の活用等を推奨している。欧州におけるこのような分野における投資を検討している日本企業にとっては、外資規制の対応について留意が必要である。

・ 欧州議会は、3月26日、ほぼ全会一致で、EU レベルでの経済支援措置について可決した。①370億ユーロの中小規模事業者、ヘルスケアシステム、労働市場等への支援、②8億ユーロの公共医療危機対応のファンド、③航空会社の運航義務を一時的に免除する措置等を内容とする。

・ EU のユーロ圏財務相会合（ユーログループ）では、4月9日、総額5,400億ユーロの経済支援パッケージについて合意された。

- ・欧州議会は、4月16日及び17日に臨時総会を開催し、更なるEUレベルでの対策措置について協議する予定。

**ドイツ (アクセル・クールマン外国法事務弁護士 : axel\_kuhlmann@noandt.com/**

**大沼真弁護士 : makoto\_ohnuma@noandt.com)**

**全体概況** 死亡者：3,495人、感染者数：132,210人（4月14日現在）

感染者数は依然として増加を続けており、総感染者数は13万人を超えたが、そのうち回復者は6万8,000人超で、新規感染者の数が減少を始めたと報じられている。ドイツは連邦制を採用しているため、感染対策措置は基本的に各州の権限の下において行われている。もっとも、3月16日には、ドイツ政府は、感染拡大を抑制するための施策として、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインを公表し、各州の権限は維持しつつも、ドイツ全土で統一的な措置が採用されることとなった。食料品、薬局等を除き、バー、劇場、見本市、スポーツ施設等、人の集まる施設が閉鎖されることになり、また、ドイツ国内のホテルの宿泊も必要な場合に限り、観光目的には利用できないものとされた。さらに、3月25日には、新型コロナウイルスの対策法がドイツ連邦議会で可決された。

日本の外務省は、3月23日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

#### 主な政府発表

- ・新型コロナウイルスの対策法の成立（3月25日）
- ・ドイツ政府による7,500億ユーロ（約90兆円）の支援パッケージの承認（3月23日）
- ・メルケル首相による感染拡大防止策の発表（3月22日）
- ・ドイツ連邦政府によるガイドラインの発表（3月16日）

#### 渡航情報

- ・EUの渡航禁止措置が、ドイツでは3月17日をもって発効する旨発表された。
- ・出入国の暫定的制限として、フランス、オーストリア、ルクセンブルグ、スイス、デンマークとの国境において出入国制限の措置がとられている。但し、物流及び国境を越える通勤者の出入国については、例外として認められている。
- ・日本の外務省は、3月23日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

#### 新型コロナウイルスの対策法

- ・3月25日、ドイツ連邦議会（Bundestag）は全会一致で新型コロナウイルスの対策法（Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite; ESG）を可決した。同法は、①長期の消費者契約について支払猶予（モラトリアム）を認めるとともに、②貸借借や③消費者ローンについて新たなルールを導入するものである。
- ・まず、①のモラトリアムでは、消費者及び小規模事業者に対して、2020年3月8日までに締結された長期間の消費者契約に関して、2020年6月30日までの間、以下の条件を満たす場合に、契約上の義務履行を拒否する権利が認められた。さらに、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。
  - 当該契約は必要不可欠なもの、すなわち、消費者の場合は基本的な生活、小規模事業者の場合は事業の存続に必要な物・サービスに関する契約であること。
  - 消費者の場合、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、当該契約の義務履行をすることによって、自ら又はその家族の合理的な生活を危険にさらすことになること。
  - 小規模事業者の場合、当該契約の義務履行をすることによって、その事業運営を危険にさらすことになること。

- 契約上の義務履行を拒絶することが不合理でないこと（契約の相手方の事業運営や生活を危険にさらすようなものでないこと）。
- ・次に、②賃貸借については、賃料の支払が困難となるケースが予想されることから、賃借人が2020年4月1日から6月30日までの間に支払わなかった場合には、新型コロナウイルスの影響によるものと推定され、賃貸人の解除権が制限されることとなった。また、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。
- ・また、③消費者ローンについては、以下の条件を満たす場合に、返済の繰り延べが認められることとなった。ドイツ連邦政府には、同様の措置を小・中規模事業者にも拡大する権限が与えられており、また、以下の繰り延べの期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。
  - 2020年3月15日までに締結された消費者ローン契約であること。
  - 新型コロナウイルスの感染拡大の結果として、消費者が2020年4月1日から6月30日までの間に返済期限が到来するローンを支払うことが不合理となること。例えば、そのような支払の結果として、自身や家族の合理的な生活が危険にさらされること。
  - 個別の事情を考慮した上で、契約上の義務履行を拒絶することが貸付人にとって不合理でないこと。

### 倒産法の特則

- ・上記の新型コロナウイルスの対策法では、倒産法に関する特則も含まれている。
- ・2020年9月30日までの間、一時的に、会社の代表者が倒産法に基づく倒産申し立てを行う義務が停止されるものとされた。倒産状態がCOVID-19の影響によって生じたものでない場合又は回復の見込みがない場合には適用されないが、2019年12月31日の時点で倒産状態になかった場合には、適用可能と推定される。また、会社の代表者は、柔軟な会社経営を可能とするため、通常の事業の過程で行った支払に関して倒産法に基づく個人責任を負わないものとされた。
- ・加えて、緊急の資金調達を促進するために、2020年9月30日までの間になされた借入の返済や担保設定は債権者を害するものとはみなされないものとされた。また、他社に対して資金の貸付や担保供与を行うことは、倒産手続きを不当に遅らせる行為とはみなされないものとされた。

### ロックダウンの法的根拠

- ・ドイツにおけるロックダウン等の感染対策措置は、感染防止法 (*Infektionsschutzgesetz*; IFSG) に基づき行われている。同法では、感染症の拡大防止のために必要な措置をとる権限を各州に与えており、ロックダウン等の措置の法的根拠となっている。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大初期においては、同法に基づき各州で異なる対策措置がとられていたが、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインに基づき、統一的な措置が各州でとられることとなった。
- ・これに加えて、上記の新型コロナウイルスの対策法に基づき、連邦保険省に補充的な措置をとる権限が与えられることとなった。例えば、ドイツへの入国者に健康状態のチェックを行う権限、交通機関・運送会社に対してかかるチェック等を義務付ける権限、医薬品の供給を確保するために必要な措置（販売・価格設定・流通の制限等）をとる権限、医療機関の機能を維持するために必要な措置をとる権限等が与えられた。

### 経済支援措置

- ・ドイツ政府は7,500億ユーロ（約90兆円）の支援パッケージを承認した。
- ・主として①国営金融機関であるKfWからの融資、それに対する政府保証の増強、②経済安定基金（6,000億ユーロ）による、直接投資、融資又は保証を通じた資金供与（大・中規模企業向け）、③500億ユーロ規模の小規模事業者向けの直接的経済支援の3つから構成される。
- ・同時に、ドイツ政府は補正予算を4,848億ユーロに増額し、また、税収の大幅な減少（約335億ユーロ）が予想されることから1,500億ユーロの国債発行をすると報じられた。

英国（ジョン・レイン外国法事務弁護士：john\_lane@noandt.com／

大沼真弁護士：makoto\_ohnuma@noandt.com)

**全体概況** 死亡者：12,107人、感染者数：93,873人（4月14日現在）

感染者数は増加を続けており、確認された感染者数は9万人を超えた。英国では、イタリア、スペイン、フランス、ドイツといった他の欧州主要国と比べると対策措置の程度は低かったが、感染の拡大を受けて、他の欧州諸国にならぬ、外出禁止等の社会的不接触のルールの導入とともに、不要不急のビジネスの閉鎖等を命じた。また、3月25日には、新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が成立し、施行された。

日本の外務省は、3月31日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。

### 主な政府発表

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が成立・施行（3月25日）
- ・ジョンソン首相による外出制限措置の公表（3月23日）
- ・イングランド銀行による政策金利の切り下げ等の発表（3月19日）
- ・3,500億ポンドの財政援助措置の発表（3月17日）

### 渡航情報

- ・EU加盟国は、3月17日に、非EU市民によるEU域内への30日間の原則渡航禁止措置を決定したが、英国市民は適用除外となるとされている。
- ・日本の外務省は、3月31日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。

### コロナウイルス対策法／ロックダウンの法的根拠

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が3月25日に成立し、同日施行された。
- ・同法は、英国政府に、新型コロナウイルスの対策措置の権限を与えるものであり、また、ロックダウンの法的な根拠となっている。
- ・以下の権限等が政府に与えられている：集会の禁止・制限、公共交通機関の管理・停止、事業・飲食店の閉鎖、感染が疑われる者の隔離措置、学生や退職者のヘルスケアサービスへの登録、港・空港の閉鎖、学校・育児施設の閉鎖、地方・国政選挙の2021年5月までの延期、賃貸借における貸主の借主に対する退去権の停止、スーパーマーケットのサプライチェーン上の問題に関する政府への報告義務、ビデオリンクにより一定の手続きを実施することを裁判所に対して許可
- ・原則として2年間の時限立法である。2022年3月に自動的に失効すると定められており、政府の判断により6か月延長又は短縮することができる。また、この間、6か月毎に国会の審査を受けるものとされている。

### 倒産法の改正案

- ・新型コロナウイルスの感染拡大局面における事業継続をサポートするために、倒産法の改正が検討されている。
- ・‘wrongful trading’に関するルール適用の一時的な停止：‘wrongful trading’とは、会社の取締役が(a)会社の倒産を避ける合理的な見込みがないと認識していた・認識すべきであった場合に、(b)債権者の損失を最小化するための措置をとらずに、事業を継続していた場合に認定され得る概念で、これが認められた場合、会社の取締役は債権者に対して個人責任を負う可能性がある。このルールに関して、現在の前例のない状況下において柔軟な会社運営を可能とするために、その適用を一時的に停止することが検討されている。
- ・その他：原材料やエネルギー等の事業継続に必須の調達を続けることができるよう、会社の取締役が経済的困窮している状況においてサプライヤーや従業員に対する支払を行い、その個人責任を回避することを可能とする一種のモラトリアムの導入も検討されている。
- ・現在国会は新型コロナウイルスの影響により中断しているが、英国政府は、国会における審議が可能となった後速やかに国会に上記の改正案を提出する予定と報じられている。

### 経済支援措置

- ・英国政府は戦後最大となる総額 3,500 億ポンドの財政援助措置を公表した。
- ・年間 4,500 万ポンド以下の売上のある企業は、500 万ポンドまでの無利子融資を 12 か月間受けることができ、政府がその 80%を保証する。
- ・月 2,500 ポンドを上限に、従業員の給与の 80%を政府が支払う。
- ・付加価値税（VAT）の支払が 2020 年 6 月まで停止される。
- ・中央銀行であるイングランド銀行は、政策金利を最低水準の 0.1%に切り下げた。また、大規模な量的緩和措置を公表し、2,000 億ポンドの英国債の買い上げを行うとした。

### その他（MAC 条項の解釈）

- ・M&A 等の取引契約では、取引実行の前提となった事情に関して重大な変更を生じさせる事象が発生した場合に、当事者の契約上の義務を免責することを目的とする material adverse change（MAC）条項が置かれることが少なくない。もっとも、米国等と比べて、イングランド法上は、MAC 条項の解釈について争われた事例は極めて少なく、M&A 取引の関係で MAC 条項のみが争われた事例は見当たらない。
- ・MAC 条項に関する直近の裁判例（*Grupo Hotelero Urvasco SA v Carey Value Added SL* (2013)）は、ファイナンス取引に関するもので、MAC 条項の解釈に関して、以下のような一般的な指針を示している。
  - 当事者間の合意内容に効力を与えるというのがイングランド法上の契約解釈の基本原則であるため、契約上の文言に従って解釈するのが原則である。契約文言が不明確な場合には、事業上の慣行も解釈上考慮され得る。
  - MAC 条項の適用には、当事者の契約上の義務を履行する能力に重大な影響を与える事情の変更が必要。
  - 契約の締結時に、MAC を生じさせる事象を認識していた場合には、MAC 条項の適用を主張できない。
  - MAC を構成する事情の変更は、一時的なものであってはならない。
- ・上記の指針に従うと M&A 取引等において MAC 条項の適用を主張するハードルは高いと考えられるが、最終的にはその契約で MAC 条項がどのようにドラフトされたか（当事者がどのように意図していたか）によって判断されることとなる。

## シンガポール（坂下大弁護士 : yutaka\_sakashita@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：10 人、感染者数（累計）：3,252 人（4 月 14 日現在）

シンガポールでは 4 月 7 日から circuit breaker と呼ばれる感染拡大防止措置がとられており、原則的な外出禁止、オフィスの閉鎖等が実施されている。この数日は、外国人労働者の宿泊施設等において大規模なクラスターが発生したこともあり（一定の施設には既に感染症法に基づく隔離措置がとられている。）感染者数は未だ増加傾向にあるが、今後、上記 circuit breaker 措置の効果により感染者数が減少に転じることが期待されている。

### 主な政府発表

- ・保健省（MOH）による、Disease Outbreak Response System Condition（DORSCON）と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ（2 月 7 日）
- ・政府タスクフォースによる、国内における感染拡大防止措置の更なる厳格化の発表（3 月 24 日）
- ・外出禁止措置（Stay Home Notice : SHN）不遵守に対する罰則等を定めた感染症法の下位規則の施行（3 月 25 日）
- ・circuit breaker 措置の開始（4 月 7 日）
- ・COVID-19 暫定措置法（COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020）の成立（4 月 7 日）

### 渡航情報

1. シンガポール国民、永住者、長期滞在パス（雇用パス等）保有者

- (1) 渡航先を問わず、シンガポールに帰国する者は全員、政府指定の施設での 14 日間の SHN の対象とする。
- (2) 上記に加え、長期滞在パス保有者は、シンガポールへの渡航前に、所轄官庁の事前の許可を得る必要がある。雇用パス保有者及びその家族等の場合、雇用者の責任において、事前に人材省 (MOM) の許可を得ることとされている。現在、この MOM の許可が得られるケースは極めて限定的であり、現在シンガポール国外にいる雇用パス保有者の多くは、当面シンガポールに再入国することが見込めない状況にある。
- (3) さらに、入国前に健康状態申告書 (health declaration) を提出する必要がある。

## 2. 旅行者、出張者等の短期滞在者 全ての入国及び乗継ぎを禁止。

### circuit breaker と関連法令

- ・ 4 月 7 日から 5 月 4 日までの間実施される circuit breaker 措置の内容は、大要以下のとおりである。
  - ( i )生活必需品の調達、生活必需サービスへの従事、(1 人又は同居者との) 屋外での運動、その他一定の例外を除いて、自宅に滞在すること。
  - ( ii )同居者以外の者との物理的会合は禁止。
  - ( iii )例外的に外出が認められる場合でも、他人と 1 メートル以上の距離を設ける。また、マスク着用する。
  - ( iv )住居や生活必需サービス拠点を除き、あらゆる施設 (商業、娯楽、スポーツ施設等) の閉鎖。
  - ( v )一定の生活必需サービス (政府機関や生活必需品小売店等) 以外の事業は、事業場を全て閉鎖し、自宅でのリモートワークのみ可。(例外的に事業場を開ける必要のある場合には、当局の個別許可が必要。オンラインで申請可能である。)
- ・ 4 月 7 日、COVID-19 暫定措置法が成立した。同法は、一定の契約の一時的な履行猶予等、各種倒産手続き開始要件の一時的緩和、法令上の会議開催や裁判手続きにおける臨時措置、不動産税減免に関する取扱い (減免分を借主に還元)、MOH 大臣の権限で感染拡大防止措置に関する強制力ある規則を制定できる旨等を定める。
- ・ 同日付けで、MOH 大臣により COVID-19 (Temporary Measures) (Control Order) Regulations 2020 が制定され、その後も随時アップデートされている。COVID-19 暫定措置法の下位規則として、4 月 7 日から 5 月 4 日までの間、上記 circuit breaker 措置の遵守を求めるものである。同規則の違反は罰則の対象となる (法定刑は、1 回目の違反の場合、10,000 シンガポールドル (約 76 万円) 以下の罰金若しくは 6 か月以下の懲役又はこれらの併科。2 回目以降の違反の場合、20,000 シンガポールドル以下の罰金若しくは 12 か月以下の懲役又はこれらの併科。)

### その他

- ・ 当局のウェブサイトにおいて、各感染者の属性や既確認感染者とのリンク等の情報が比較的詳細に公開されている。また、登録者には、政府より 1 日数回 SNS を通じ、その日の新規感染者数、感染拡大防止措置の呼びかけ、その他最新情報が配信される。
- ・ Trace Together という接触者管理のためのスマートフォンアプリが政府により開発、公開されている。アプリをダウンロードした端末間の Bluetooth 通信によりアプリ利用者の接触を記録し、アプリ利用者が感染した場合には、政府が当該記録を辿って過去の接触者に所要の連絡をとることが想定されている。
- ・ 3 月 25 日より、感染症法 (Infectious Diseases Act) の下位規則である Infectious Diseases (COVID-19 – Stay Orders) Regulations 2020 が施行されている。SHN の不遵守に罰則 (10,000 シンガポールドル (約 76 万円) 以下の罰金若しくは 6 か月以下の懲役又はこれらの併科) が設けられている。
- ・ 会計企業規制庁 (ACRA) より、( i ) 4 月 16 日から 7 月 31 日までに年次株主総会を開催すべき会社に 60 日間の期限猶予、( ii ) 5 月 1 日から 8 月 31 日までに年次報告書を提出すべき会社に 60 日間の期限猶予がそれぞれ認められている。
- ・ MOM は、上記 circuit breaker 措置に違反した外国人の雇用パスを取り消し、今後シンガポールでの就労を永久に禁止する旨の処分を行った旨を発表した (4 月 12 日)。
- ・ 上記 circuit breaker 措置の違反について、6,200 件以上の警告が実際に発せられ、また 500 件以上の罰金が実際に科されている (4 月 14 日)。

## インドネシア（福井信雄弁護士：nobuo\_fukui@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：459人、感染者数（累計）：4,839人（4月14日現在）

3月以降感染者の増加が止まらないインドネシアでは、4月2日以降、滞在許可証を保有しない外国人の入国を一律に禁止する追加措置がとられた。特に感染者の増加傾向が高い首都ジャカルタでは、3月から自宅勤務の推奨や学校の休校、娯楽施設や商業施設の閉鎖等の措置がとられていたが、4月10日より「大規模社会制限」が発動され、生活に必要なサービスを除き、全ての職場が閉鎖された。さらに4月13日には、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大している状況を踏まえて、大統領通達によって国家災害に指定され、4月15日以降、西ジャワ州の複数の地域でジャカルタ同様の大規模社会制限が実施されている。

### 主な政府発表

- ・法務人権大臣令 2020年第3号（2020年2月5日制定）に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
- ・ジョコウィ大統領による、インドネシア初の国内感染事例に関する声明（3月2日）
- ・ジョコウィ大統領による、新型コロナウイルス拡大防止に向けての声明（3月15日）
- ・ジャカルタ特別州知事による非常事態宣言（3月20日）
- ・調整大臣が地域隔離に関する政令の公布を発表（3月27日）
- ・ジャカルタ特別州知事が中央政府に対してジャカルタ特別州の都市封鎖の実施に関する要請書を提出（3月30日）
- ・外務大臣による外国人の入国全面禁止の発表（3月31日）
- ・COVID-19に関連する大規模社会制限に関する大統領令（3月31日）
- ・COVID-19に関連する大規模社会制限に関する保健大臣令（4月3日）
- ・ジャカルタ特別州知事宛の大規模社会制限の発動を承認する保健大臣通達（4月7日）
- ・COVID-19に関連する大規模社会制限の実施に関するジャカルタ州知事令（4月9日）
- ・新型コロナウイルス感染を国家災害に指定することを定めた大統領通達（4月13日）

### 渡航情報

- ・4月2日以降、一時滞在許可証（KITAS）や長期滞在許可証（KITAP）を保有しない外国人に関しては、インドネシアへの入国とトランジットが禁止されている。
- ・滞在許可証を保有する外国人は引き続き入国は可能であるが、入国前14日間、感染が深刻化している国に滞在していないこと（現状日本は深刻化していない国として扱われている。）健康証明書の提出が求められる。当該健康証明書はインドネシアに到着する7日以内に取得されたもので、呼吸器感染症の症状がないことが記載されている必要がある。

### その他

- ・インドネシア金融庁は、3月9日付けで「自社株買いが許容される市況への重大な変動を与えるその他の事由」に関する回状（Circular Letter）を発行し、今回の新型コロナウイルスの拡散が市況への重大な変動を与える事由に該当するとの解釈を明らかにした。インドネシアの上場会社に関しては、一定の市況への重大な変動を与える事由が生じた場合に、本来必要な株主総会の決議無しに一定限度の自社株買いを許容する金融庁規則が2013年に施行されているところ、今回の回状により、現在の状況下で同規則の適用を受けられることが明確化され、より機動的な自社株買いが可能であることが確認された。市場での株価の下落が著しい現状において、上場会社の資本政策の選択肢が広がる措置と評価できる。
- ・インドネシア金融庁は、3月18日付けで新たな回状を発行し、上場会社による年次株主総会の開催期限を2か月延長して8月31日までに変更し、また計算書類等の提出期限も2か月延長した。
- ・感染拡大防止の目的で、インドネシアへの投資を主管する投資調整庁の窓口が3月17日より3月末までサービスを一時停止することを発表した。この措置は4月以降も継続している。オンラインでの手続きは引き続き可能である。

・インドネシア事業競争監視委員会（KPPU）は、企業結合届出の受付を含む業務を4月6日まで中断する措置をとることを決定した。この措置は3月16日に遡って適用され、この期間は提出期限である30営業日の日数にはカウントされないことになり、結果的に提出期限が延長されたことになる。

・インドネシア金融庁は、3月16日付けで新型コロナウイルス発生の影響に対する景気対策としての国家経済刺激策に関する規則を制定し、銀行に対して特に中小零細企業の債務者に向けた救済措置を実施することを促している。

・現在インドネシアの複数の地方政府から大規模に社会活動を制限することについての申請が中央政府に上げられているようであり、このうち4月7日に発行された保健大臣通達に基づき、ジャカルタ特別州に対して大規模社会制限を発動することが承認された。これに基づき、ジャカルタ特別州は4月10日より、一部の必須のサービス（電気、ガス、水道、銀行、薬局、スーパーマーケット、物流、メディア、病院等）を除き、全ての職場及び学校は以降、閉鎖されることを決定した。同時にスポーツ、娯楽及び宗教関連の行事も全て禁止される。

・ジャカルタ特別州に続いて、西ジャワ州のボゴール、ブカシ、デポック及びバンテン州のタンゲラン及び南タンゲランでも大規模社会制限の実施が承認され、西ジャワ州の該当地域では4月15日以降、バンテン州の該当地域では4月18日以降実施される。その他複数の地域から大規模社会制限の実施の申請が保健省に上がっているものの、承認が下りていない地域も複数ある。

## ベトナム（澤山啓伍弁護士：keigo\_sawayama@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：0人、感染者数：267人（4月15日現在）

ベトナム国内での感染者数は比較的抑えられており、死者は0、感染者の半数は既に完治しているが、ベトナム政府は4月1日から15日間全土での「社会隔離」の実施を指示し、全ての国民に自宅待機を求めている。報道によれば、ハノイ市及びホーチミン市を含む12省市ではこの措置を少なくとも22日まで継続する指示が出たとのことである。

### 主な政府発表

・4月1日から15日間、全土での「社会隔離」の実施を指示する首相指令第16/CT-TTg号を公布。全ての国民は自宅待機し、(a)食料、食品、薬品の調達や健康診断、自然災害、火災、救急等緊急の場合、(b)国家機関、外交機関、必需品、必需サービスを生産・提供する企業・工場等で働く目的等、本当に必要な場合に限り外出するよう求めるとともに、他人と接触する際には2メートル以上の間隔を保ち、会社・学校・病院の外部や公共の場所において3人以上で集まらないことを求めている。首相指令第16/CT-TTg号の解説として政府官房が発行した2020年4月3日付け公文書第2601/VPCP-KGVXでは、事業の継続が認められる民間企業として以下を挙げている。工場・製造施設、交通・建設工事、食品・食料・医薬品・ガソリン・石油・電気・水・エネルギー等必須のサービス又は商品を提供する事業所、教育機関、銀行、金庫、公証・法務サービス・車両登録・担保付取引登録等銀行業務又は企業の補助サービスに直接関連するサービス、証券、郵送・通信、輸送補助サービス、輸出入、ヘルスケア・医療サービス、葬儀サービス等。報道によれば、ハノイ市、ホーチミン市、北部のラオカイ省、クアンニン省、バクニン省、ニンビン省、中部のダナン市、クアンナム省、南部のビントゥアン省、タイニン省、中南部カインホア省、北中部ハティン省の計12省・中央直轄市ではこの措置を少なくとも22日まで継続するよう首相の指示があったとのことである。

・首相指令第16/CT-TTg号には、一部例外を除く公共交通手段による旅客運搬の停止も含まれている。これに基づき、各地で路線バス、タクシー、配車サービス等の運行停止、国内航空便、南北鉄道的大幅減便が行われている。

・COVID-19の流行により影響を受けた企業に対して、労働組合費や社会保険料の支払期限を延期する公文書が発行されている<sup>11</sup>。また、同様に税金や土地賃借料の支払期限の延期を定める政令第41/2020/ND-CP号も公布された。

<sup>11</sup> 労働組合費につき、ベトナム労働総同盟によるオフィシャルレター第245/TLD号、社会保険料につき、ベトナム社会保険庁によるオフィシャルレター第860/BHXH-BT号

**渡航情報**

- ・2020年3月22日以降の全ての外国人の入国の原則停止措置（政府官房通知第118/TB-VPCP号）は継続中である。
- ・4月1日から同15日までの間、外交目的等で必要な場合を除き、ベトナム着の全国際旅客便の運行を停止する他、国内線もハノイ、ホーチミン、ダナンの三都市を発着する数便の他は運航を停止している。16日以降もハノイ/ホーチミン市間の便が多少増える他はこの方針に変更はない模様である。
- ・ベトナム航空は日本路線の全区間の運休を5月末まで延長した。日系航空会社も日越間の航空便を運休又は減便し、4月15日までの期間はベトナムから日本への復路便のみ運行している。

**インド（山本匡弁護士：tadashi\_yamamoto@noandt.com）**

**全体概況** 死亡者：392人、感染者数（累計）：11,933人（4月15日現在）

インドでは連日多数の感染者の増加が確認されている。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されており、3月25日から開始した21日間のインド全土でのロックダウンが、5月3日まで延長されるなど厳格な措置がとられている。中央政府は州政府に対し、迅速かつ強力な措置をとることを連日要請している。都市部への出稼ぎ労働者が帰省し始めており、都市部以外での感染拡大も懸念されている。

**主な政府発表**

- ・保険・家族・福祉省（Ministry of Health & Family Welfare）が Do's and Don'ts を公表<sup>12</sup>
- ・インド災害管理法（Disaster Management Act, 2005）及びインド感染病法（Epidemic Disease Act, 1897）が発動
- ・出稼ぎ労働者に対し帰省しないよう求め、帰省中の者については待機施設で14日間待機すること等を求める。既に帰省した者についても14日間の自宅待機等を求める。
- ・3月25日に開始した21日間のインド全土でのロックダウンを5月3日まで延長する。

**渡航情報**

- ・3月22日から3月29日までの間、国際民間旅客航空便のインドへの着陸が停止された。乗客は国籍を問わず「on Indian soil」に降り立つことが禁止される。なお、3月25日以降、国内民間旅客航空便も運行が停止される。
- ・全てのビザが2020年4月15日まで効力を停止した。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館にコンタクトしなければならない。
- ・日本人への On-arrival Visa の発給は停止されている。
- ・中国、韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツ、UAE、カタール、オマーン、クエートに渡航歴のある者は、インドへの到着後、最低14日間隔離される。
- ・EU、ヨーロッパ自由貿易連合、トルコ、英国、アフガニスタン、フィリピン、マレーシアからのインドへの渡航（乗継ぎを含む。）が禁止された。
- ・中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、スペイン及びドイツへの渡航中止の強い勧告、並びに新型コロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止の勧告がなされている。
- ・韓国及びイタリアからインドに渡航しようとする者は、医療機関が発行する新型コロナウイルスに感染していないことを証する証明書を有していることを要する。その他の国からの渡航者も、自己申告書を提出する必要がある。

**その他**

- ・インド災害管理法に基づき、インド全土での3月25日午前0時から21日間の完全なロックダウン命令が出されており、違反した場合、罰則が適用され得る。現地報道によれば、理由なく外出した者に実際に罰金支払命令が出されているとのことである。このロックダウンは、5月3日まで延長された。

<sup>12</sup> [https://www.mohfw.gov.in/Poster\\_Corona\\_ad\\_Eng.pdf](https://www.mohfw.gov.in/Poster_Corona_ad_Eng.pdf)、<https://www.youtube.com/watch?v=IN4Wr1s48cM>

- ・雇用主は、一般的に職場における従業員の安全・健康を確保すべき義務を負っており、新型コロナウイルスに関しても、従業員への情報提供、職場における衛生環境の確保、感染者・感染の可能性のある者の出勤停止（病気休暇等）、在宅勤務等の措置を検討すべきであるが、現在、インド全土で完全なロックダウン命令が出されており、一定の生活に不可欠なサービスや生活必需品の生産を除き在宅勤務となる。
- ・州によっては、州政府が、新型コロナウイルス拡大を理由とする解雇（契約社員の雇用止めを含む。）や給料減額を雇用主が行わないよう通達を出している。
- ・インド伝染病法の発動により、各州政府に、規則の制定を含め、新型コロナウイルス対策に関する広汎な権限が付与された。州により、当該州の感染症 COVID-19 規則（Epidemic Diseases, COVID-19 Regulations, 2020）を制定しており、新型コロナウイルスが確認された国等への渡航歴がある者の病院への報告義務、地方当局への感染地域の封鎖等を含む広汎な権限付与等が行われている。州によっては当局による立入検査も可能である。規則に違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・インド災害管理法が発動され、マスク等の価格統制が行われている。違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・財務大臣兼企業大臣は、以下を含む各種措置を公表した。
  - (i) インド会社法（Companies Act, 2013）及び関連規則上、財務諸表等を承認する取締役会は、テレビ会議を使用せず物理的に一堂に会して開催する必要があるが、テレビ会議使用禁止規制を6月30日まで免除する。
  - (ii) インド会社法上、ある取締役会から次の取締役会までの期間は120日以内でなければならないが、9月30日まで、この期間を60日間延長する。
  - (iii) 2019-20年度から適用される予定であった監査報告書令（Companies (Auditor's Report) Order, 2020）を、2020-21年度から適用する。
  - (iv) インド会社法上、独立取締役は、年1回以上、非独立取締役及び経営陣が出席しない会議を開催する必要があるが、2019-20年度については、独立取締役が当該会議を開催できなくても上記要請の違反とはみなされない。
  - (v) インド会社法上、事業年度（基本的に4月1日～翌年3月31日）内に182日以上インドに滞在していた居住取締役が存在する必要があるが、かかる居住要件を充足できなくても違反とはみなされない。
  - (vi) インド倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）に基づく倒産処理手続き開始申立てを行うための要件の1つである債務不履行額を、10万ルピーから1,000万ルピーとする。4月30日以降も現在の状況が継続するようであれば、6か月間、倒産処理手続き開始申立てに関する同法の規定を停止することを検討する。  
同法上、各種手続きを行わなければならない期間が規定されているが、ロックダウンの期間は当該期間に算入しない。
  - (vii) インド会社法上、一定の会社は、同法所定のCSR活動への支出が義務付けられているところ、新型コロナウイルスに関する支出はCSR活動への支出に含まれる。新型コロナウイルスへの対処等を主目的としてインド首相が設立したPrime Minister's Citizen Assistance and Relief in Emergency Situations Fund（PM CARES Fund）への寄付もCSR活動への支出に含まれ、最大限の寄付を要請する（PM CARES Fundへの寄付は税務上の控除も認められる。）。
  - (viii) インド国内の会社等に対し、新型コロナウイルス感染拡大阻止に向けた活動として、Form CAR（Companies Affirmation of Readiness Towards COVID-19）を提出（オンライン提出）することを要請する。
  - (ix) 各種直接税・間接税の税務申告や税金の支払について提出期限・納税時期が延期される。
  - (x) インド会社法及びインド有限責任組合法（Limited Liability Partnership Act, 2008）に基づき、インドの会社及び有限責任組合は、各種届出等を行わなければならないところ、これを懈怠している会社及び有限責任組合が多数存在する。2020年4月1日から9月30日まで、届出遅滞による追加手数料や訴追を免除することにより、これらの会社及び有限責任組合に届出等を促すための、会社新スタート・スキーム（Companies Fresh Start Scheme, 2020）及び有限責任組合セトルメント・スキーム（LLP Settlement Scheme, 2020）を導入する。
  - (xi) インド会社法上、テレビ会議による株主総会の開催は認められていないが、臨時株主総会に限り、一定の要件に従いテレビ会議による開催を認める。

- ・インド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India) は、以下を含む各種措置を公表した。
  - ( i ) 上場会社の年次財務諸表や四半期財務諸表等の継続開示書類の提出期限を、上場会社・書類の種類等により、約 3 週間から 60 日間延期する (例えば、株式上場会社の年次財務諸表の提出期限は 1 か月延期。)
  - ( ii ) 上場会社の取締役会及び監査委員会の開催頻度につき、ある会議から次の会議までの開催期間が 120 日以内でなければならないという上場規則の規制を、2019 年 12 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日までに開催される取締役会及び監査委員会に適用しない。
  - ( iii ) 時価総額上位 100 社の上場会社は、事業年度末から 5 か月以内 (2020 年 3 月 31 日に終了した事業年度については 2020 年 8 月 31 日まで) に年次株主総会を開催しなければならないところ、開催期限を 2020 年 9 月 30 日に延期する。
  - ( iv ) 上場会社は、年 1 回以上、指名・報酬委員会 (nomination and remuneration committee)、利害関係者委員会 (stakeholder relationship committee) 及びリスク・マネジメント委員会 (risk management committee) を開催しなければならないため、2020 年 3 月 31 日までにこれらを開催しなければならないところ、開催期限を 2020 年 6 月 30 日に延期する。
  - ( v ) 上場会社は、決算等の一定の情報を一定期間内に新聞で公告しなければならないところ、2020 年 5 月 15 日まで当該情報の新聞公告を免除する。
  - ( vi ) 上場会社の一定の 25% の株式・議決権を保有する者やプロモーター等は、3 月 31 日現在の株式・議決権保有割合等を事業年度末から 7 営業日以内 (2020 年 4 月 15 日) までに開示する必要があるが、開示期限を 2020 年 6 月 1 日に延期する。
- ・インド競争委員会 (Competition Commission of India) が公表した通達によると、企業結合の届出その他の届出等が 3 月 31 日まで停止される。
- ・インド最高裁判所の命令により、3 月 15 日から命令が出されるまで、時効期間が延長される。
- ・商工省 (Ministry of Commerce & Industry) が公表した通達によると、実施期間が 2015 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの外国貿易政策 (Foreign Trade Policy) が、2021 年 3 月 31 日まで延長される。輸出促進スキーム (Export Promotion Schemes) に基づく各種インセンティブも 12 か月間延長される。但し、サービス輸出スキーム (Service Exports from India Scheme) に基づくインセンティブについては別途公表される。
- ・インド準備銀行 (Reserve Bank of India) は、以下を含む各種措置を公表した。
  - ( i ) 2020 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までに支払期日が到来するターム・ローン上の元本及び利息等の支払を、銀行が 3 か月間猶予することができる。
  - ( ii ) インドからの商品・ソフトウェアの輸出対価は、輸出日から 9 か月以内に全額の支払を受ける必要があるが、2020 年 7 月 31 日までに行われた輸出対価の支払受領については、輸出日から 15 か月以内へと延長する。
- ・現地報道によると、財務省 (Ministry of Finance) が、太陽光発電デベロッパーに対し、新型コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかつたとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができることを公表したとのことである。
- ・従業員に感染者が出た場合、当局に報告する以外、第三者に感染者に関する情報を開示することは、インド情報技術法 (Information Technology Act, 2000) の個人情報保護に関する規定に違反するので開示してはならない。

## タイ (佐々木将平弁護士 : shohei\_sasaki@noandt.com)

**全体概況** 死亡者 41 人、感染者数 : 2,613 人 (4 月 14 日現在)

3 月中旬以降急速に感染が広がったが、直近 1 週間は 1 日あたりの新規感染者数がほぼ 50 人以下の日が続いている。3 月 25 日の非常事態宣言の発令後、商業施設 (スーパーマーケット及びテイクアウト向けのレストラン営業を除く。) の閉鎖、夜間外出禁止等の措置がとられているが、工場閉鎖や外出禁止等を伴う完全なロックダウンには至っていない。4 月 13 日から 15 日の予定であったタイ正月 (ソンクラン) の祝日は延期となった (延期後の日程は未定)。

**主な政府発表**

- ・2020年3月26日以降にビザの滞在許可の期限が到来する全ての外国人について、滞在期間が4月30日まで自動的に延長された。また、入国管理局への90日毎の居住報告(90日レポート)も4月30日まで一時的に免除される。
- ・各県における酒類販売の禁止(バンコクの場合、4月10日から4月20日までの期間)
- ・夜間外出禁止令の適用除外業種の明確化(4月10日付け勅令)。「シフト制で働く者、公務、民間、工場もしくは警備といった従来から夜間に交代する必要がある勤務に従事する者」は対象外であることが明記されている。
- ・社会保険の支払期限の延長に関する労働省布告(4月9日付け布告、10日付け官報掲載)。3月から5月分の保険料支払期限を3か月延長。
- ・社会保険拠出金の引き下げに関する労働省布告(4月10日付け布告、13日付け官報掲載)。3月から5月分の保険料率を、雇用者負担分は4%、被雇用者負担分は1%に引き下げる(現状はいずれも5%)。6月から8月分については、いずれも4%に引き下げる。過払分は還付請求可能。

**渡航情報**

- ・非常事態宣言の発令に伴い、3月26日以降、外国人の入国が原則として禁止されている。
- ・例外的に、労働許可証の保有者は健康証明書(Fit-to-Fly。搭乗に適した体調であることの証明書)の提示により入国が認められる。また、タイ外務省の4月12日付けの通知により、出発国のタイ大使館又はタイ総領事館が発行したタイへの入国許可証も求められることとなった。他方、在タイ日本大使館の情報によれば、就労ビザのみ保有している者(労働許可証の未取得者)や労働許可証保有者の同伴家族の入国は、原則通り認められていないということである。
- ・4月2日付けの当局の対応策に基づき、日本を含むリスク地域からの渡航者で、バンコク及び近隣地域の居住者に対しては、ホテルや軍施設等の指定施設での隔離が義務付けられることとなっている。自宅での隔離を希望する場合には、陰性証明書の提示が求められる。
- ・タイ国際航空は5月31日まで国内線及び国際線の全便の運休を決定しており、日系航空会社も日タイ間の国際線を減便している。
- ・4月4日以降、国際旅客便のタイへの飛行が一時的に禁止されており、タイ人も含めタイへの渡航は原則不可能な状況となっている。当該措置の期限は4月18日までであったが、4月30日までの延長が発表された。

**その他**

- ・4月1日以降、商務省事業開発局に対する財務諸表及び株主リストの登録は、オンラインシステム(DBD e-Filing)を通じた申請のみが認められることとなった。従来は、提出期限後7日以内にDBD e-Filingでの登録を行うことを条件に、ハードコピーでの提出が認められていたが、今後は提出期限(年次株主総会における財務諸表の承認後1か月以内)までにDBD e-Filingで登録を行う必要がある。

**フィリピン (坂下大弁護士 : yutaka\_sakashita@noandt.com)**

**全体概況** 死亡者：335人、感染者数(累計)：5,223人(4月14日現在)

フィリピンでは、3月17日よりマニラ首都圏を含むルソン全域に「強化されたコミュニティ隔離(enhanced community quarantine)」の措置がとられ、外出禁止やオフィス、商業施設の閉鎖が既に1か月ほど続いているが(その他地域でも類似の措置あり)、現時点では1日あたり100から200人規模での感染拡大が続いている。現在4月30日までとされているルソンにおける上記隔離措置については、その階的緩和が政府内で検討されており、引き続き動向を注視する必要がある。

**主な政府発表**

- ・労働雇用省が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた柔軟な働き方に関するガイドラインを発表(3月4日)

- ・国内感染の増加を受けて、COVID-19 アラートシステムを Code Red sublevel 1（5段階のうち上から2番目）に引き上げ（3月7日）
- ・大統領による公衆衛生上の非常事態宣言（3月9日発表）
- ・大統領によるウイルス対策の追加措置の発表、COVID-19 アラートシステムを最高レベルの Code Red sublevel 2に引き上げ（3月12日）
- ・大統領府、官房長官によるウイルス対策の追加措置に関するメモランダム（3月14日）
- ・ルソン全域（マニラ首都圏含む。）に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置（3月16日）
- ・大統領による国内全土の災害事態宣言（3月16日）
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」に関するガイドライン（3月18日）
- ・COVID-19 対策法（Bayanihan to Heal As One Act）に大統領が署名（3月24日）。向こう3か月間にわたり、大統領に一定の措置をとる権限が付与されている。
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の期間を4月30日まで延長（4月7日）

### 渡航情報

- ・3月22日より、全ての外国人へのビザ発給及びビザ免除措置が停止され、また既発行のビザも無効とすることが発表されている（フィリピン国民の配偶者及び子等の一定の例外を除く。また、既にフィリピンに滞在している外国人のビザは引き続き有効。）。これから外国人がフィリピンに入国することは原則としてできない状況にある。
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」における外出制限により、マニラ首都圏を含むルソン地域からのフィリピン国民の出国は原則として不可。外国人は出国可能。ルソン地域以外の一定の地域にも類似の制約がある。

### その他

- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」により、ルソン全域（マニラ首都圏含む。）において、以下の内容を含む措置がとられている。
  - (i)原則として自宅からの外出は禁止
  - (ii)生活必需品の調達のための外出は、1家庭につき1人のみ可
  - (iii)生活に必要な一定の事業に従事する者等は外出可能
  - (iv)生活に必要な施設以外は閉鎖。ホテルは追加予約の受付禁止
  - (v)タクシー、バス、MRT/LRT等の全ての公共交通機関は営業禁止
  - (vi)生活に必要な一定の事業を営む会社を除き、雇用主は、従業員に職場への出勤を要求してはならない
- ・上記隔離措置により、マニラ首都圏に拠点を有する現地企業は在宅勤務態勢へ移行することとなり、また企業活動関連の行政機能がスローダウンするなど（例えば一部の許認可関連の手続きは事実上機能停止している状況である。）、そのオペレーションに大きな影響が生じている。
- ・上記隔離措置の期間は、当初は3月17日から4月13日までとされていたが、4月30日までに延長されている。
- ・ルソン地域以外の一定の地域（セブ州を含む。）においても類似の隔離措置がとられている。
- ・3月12日に、証券取引委員会（SEC）より、遠隔的手法（電話、ビデオ会議等）による株主総会開催に関するガイドラインが策定されている。
- ・2019年の年次報告書、計算書類のSECへの提出期限の延長が認められている（3月12日）。また、一定の条件の下で、これらを電子メールで提出することも認められている（3月26日）。
- ・COVID-19 対策法の施行規則により、金融機関その他ローン取引における貸主は、上記隔離措置期間中に期限を迎えるローンの支払について、遅延損害金等（元本について生じる利息を除く。）のペナルティを課することなく、30日間の猶予を認めるべき（隔離措置期間が延長される場合には猶予期間も延長される。）とされている。
- ・貿易産業省の回状（memorandum circular）により、住宅や中小企業に対するオフィス、商業施設の貸主は、上記隔離措置期間中に期限を迎える賃料について、利息その他の負担を課することなく、30日間の支払猶予を認め（複数回期限が到来する場合にはその最後のものから起算）、また隔離措置期間終了後6か月にわたり分割して支払うことを認めるべきとされている。

## マレーシア（長谷川良和弁護士：yoshikazu\_hasegawa@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：82人、感染者数（累計）：4,987人（4月14日現在）

マレーシアは、引き続き ASEAN の中で感染者数が多い国の一つとなっている。マレーシアでは、伝染病予防管理法及び下位規則に基づいて感染地域での活動が4月14日まで制限され、またマレーシア国民の海外渡航禁止及び外国人のマレーシア入国禁止措置がとられていたが、感染拡大を阻止する観点から、活動制限期間が更に4月28日まで延期されている。現在の活動制限は、フェーズ3と呼ばれている。

活動制限令により、原則として、感染地域の全ての事業所や崇拜所が閉鎖されているが、フェーズ3では、例外的な事業継続の許可対象業種の範囲が従前のフェーズ1及びフェーズ2の期間中に比べて拡大されている。具体的には、フェーズ1及びフェーズ2では、①食品、家庭用品、医薬品、医療機器等の必需品、及び②石化成品、化学品や電子・電気製品等の必需品のサプライチェーンの一部を構成する製品に係る事業が許可対象業種とされ、国際貿易産業省（MITI）の許可を得て、一定の条件付きで生産や製造等の継続が可能とされていたが、フェーズ3では、それに加えて自動車産業の一部事業、機械産業及び建設産業等も許可対象業種に追加されている。もっとも、例外的な事業再開又は条件変更を含む事業継続を求めて非常に多くの事業者が国際貿易産業省に許可申請を行っており、フェーズ1及びフェーズ2でも申請審査の遅延や手続き的混乱が生じていたことから、フェーズ3でも状況を注視して対応する必要がある。

かかる状況を踏まえ、売買や賃貸借を含め、各種契約における不可抗力条項や後発的履行不能原理（Doctrine of Frustration）に関する検討、また契約解釈を踏まえて契約相手方との契約交渉等の対応を行う企業も見られる。

#### 主な政府発表

- ・人的資源省が新型コロナウイルスを含む感染症予防対策に係るガイドラインを公表（2月6日）
- ・首相が3月18日から3月31日までの14日間にわたるマレーシア全土での移動制限令（フェーズ1）を発表（3月16日）
- ・国家安全保障委員会が、活動制限命令下で例外的に許可を得て製造又は生産継続可能品目を発表（3月18日）
- ・首相が活動制限令の対象期間を4月14日まで延長すること（フェーズ2）を発表（3月25日）
- ・首相が活動制限令の対象期間を4月28日まで延長すること（フェーズ3）を発表（4月10日）

#### 渡航情報

- ・活動制限令の期間中、マレーシア国民による海外渡航の禁止及び外国人によるマレーシアへの入国禁止。

#### その他

- ・活動制限令の期間中は学校も休校となる。

## ミャンマー（長谷川良和弁護士：yoshikazu\_hasegawa@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：4人、感染者数（累計）：74人（4月15日現在）

ミャンマーでは、政府はこれまでも COVID-19 を法定感染症に指定し、感染者が多い地域を順次、入国禁止の対象地域に追加すること等によって水際対策の強化を図ってきた。直近の他国での感染拡大や国内の感染者確認といった状況を踏まえ、3月25日からはミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後14日間の指定施設での隔離措置をとる旨を発表し、また3月29日から4月30日まで外国人について、航空機乗務員等を除き、全ての種類の入国ビザの発給を停止して、感染予防策を強化している。

#### 主な政府発表

- ・COVID-19 を法定感染症に指定（2月28日通達）

- ・ミャンマーへの渡航者の入国制限措置（3月15日政府発表）
- ・3月25日からミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後 14 日間の指定施設での隔離措置（3月24日政府発表）
- ・3月25日からミャンマーへ入国する全てのミャンマー人に入国後 14 日間の指定施設での隔離措置（3月24日政府発表）
- ・外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止（3月29日政府発表）

#### **渡航情報**

- ・外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止。
- ・ヤンゴンから日本行の旅客航空については、今後更に減便となる可能性もあることから、在ヤンゴン日本大使館は、ミャンマーにおける一時的滞在者や日本に早期帰国が可能な在留邦人等について早期出国の検討を促している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## [執筆者]

**大久保 涼** (弁護士・パートナー)

ryo\_okubo@noandt.com

ニューヨーク・オフィス共同代表。2006年にThe University of Chicago Law SchoolにてLL.M.取得。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2008年にRopes & Gray LLP (ボストンオフィス及びニューヨークオフィス)に勤務。2018以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

**塩崎 彰久** (弁護士・パートナー)

akihisa\_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円LIBOR金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

**福井 信雄** (弁護士・パートナー)

nobuo\_fukui@noandt.com

シンガポール・オフィス代表。2010年から3年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近10年間従事し続けており、日本企業と現地企業とのM&A取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

**山本 匡** (弁護士・パートナー)

tadashi\_yamamoto@noandt.com

2009年から14年にかけてインドにて勤務(マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社)。2014年から17年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

**川合 正倫** (弁護士・パートナー)

masanori\_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

**澤山 啓伍** (弁護士・パートナー)

keigo\_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務(事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等)を中心にアドバイスを行っている。



**佐々木 将平** (弁護士・パートナー)

shohei\_sasaki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005年東京大学法学部卒業。2011年 University of Southern California Gould School of Law 卒業 (LL.M.)。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。



**長谷川 良和** (弁護士・パートナー)

yoshikazu\_hasegawa@noandt.com

商社勤務を経て弁護士登録。Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 出向を経て、2013年1月からシンガポール・オフィス勤務。シンガポール、マレーシア、ミャンマーをはじめ東南アジアその他アジア地域への進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、エネルギー・インフラ案件、危機対応等、企業法務全般にわたり日系企業の支援を行っている。



**坂下 大** (弁護士・パートナー)

yutaka\_sakashita@noandt.com

2007年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたるM&A、事業再生案件等に従事。2015年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国におけるM&Aその他種々の企業法務に関するアドバイスをを行っている。



**アクセル・クールマン Axel Kuhlmann** (外国法事務弁護士・外国法パートナー(\*))

axel\_kuhlmann@noandt.com

ドイツの弁護士資格を有し、コーポレート分野及びM&A分野を中心に取り扱う。ドイツ及び欧州市場を中心に、国内企業による海外での企業活動に関する各種アウトバウンド案件、海外企業による国内での企業活動に関する各種インバンド案件のいずれについても、国内及び海外の依頼者に対する豊富な助言実績を有する。また、コーポレート分野及びM&A分野を含む企業法務全般において、ドイツ法に関する幅広い実務経験に基づき実践的なアドバイスを行う。(\*) 外国法共同事業を営むものではありません。



**大沼 真** (弁護士)

makoto\_ohnuma@noandt.com

2010年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A・企業組織再編・ジョイント・ベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016年から2019年にかけてドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域におけるM&A取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。



**ジョン・レイン John Lane** (外国法事務弁護士)

john\_lane@noandt.com

複雑なクロスボーダー訴訟 (complex cross-border litigation) や、複数の法域にまたがるグローバルな調査と危機管理について豊富な経験を有している。これまで、クライアントの最も重要なガバナンスの問題に関連する依頼を何度も受けており、イギリスの議会委員会 (UK parliamentary committees) への出席のために多数の助言を行ってきた。また、金融サービス、医療、運輸セクターを中心に、様々な業界のクライアントにも助言しており、これまで、複数のアメリカ及びヨーロッパの金融機関に出向している。イングランド銀行においては、総裁 (Governor) に助言する最高顧問 (Chief Legal Adviser) と共に、社内外の様々な法的問題に取り組んだ経験を有している。

**丸田 颯人** (弁護士)

hayato\_maruta@noandt.com

2019 年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

## 長島・大野・常松 法律事務所

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: [info@noandt.com](mailto:info@noandt.com)



長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[client-alert@noandt.com](mailto:client-alert@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませよう願いたします。